

第14章 国民保護の概況

国民保護の普及推進

1. 国民保護の概要

平成16年9月に、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（通称 国民保護法）が施行され、武力攻撃や大規模テロなどの事態が発生した際に、国、県、市町村など関係機関が相互に連携協力して、住民を守るため、各機関が国民の保護に関する計画を作成し、住民の避難や避難住民の救援など国民の保護に関する措置を行うこととされた。

2. 県国民保護計画等

県は、国民保護法及び国の定める基本指針に基づき、平成18年3月に県国民保護計画を作成した。さらに、平成18年度には、市町村において国民保護計画が、また、指定地方公共機関（県内17機関）でも、国民保護業務計画がそれぞれ作成された。

平成25年3月、平成26年5月及び平成29年12月に国の「国民の保護に関する基本指針」が変更されたこと等に伴い、平成26年11月、平成27年3月及び平成30年8月に県国民保護計画を一部変更した。

・富山県国民保護協議会

知事の諮問に応じ、国民保護に関する重要事項の審議を行う機関で、県の国民保護計画作成にあたっての審議を行う。（会長：知事 委員：69名）

3. 国民保護に関する会議等の開催

避難実施要領パターン作成研修会 : 1回（7月）

4. 国民保護の普及推進

・国民保護フォーラム in 氷見市

- (1) 開催日時：令和元年12月14日（土）
- (2) 会場：氷見市いきいき元気館
- (3) 参加人数：約150人

5. 国民保護訓練の実施

県では、大規模テロや武力攻撃事態における対処能力の向上を図るため、国や市町村、関係機関等と共同して、平成17年度から毎年事態想定を変えて、国民保護訓練を実施している。令和元年度は、国と共同で実動訓練を実施した。

・令和元年度富山県国民保護共同実動訓練

- (1) 実施日時：令和2年2月7日（金） 13:15～16:00
- (2) 訓練場所：富山県庁4階大会議室、4階大ホール（県本部訓練）
氷見市役所2階201災害対策室、3階301会議室
- (3) 事態想定：緊急対処事態（同時爆破テロ、爆発物等所持による立てこもり）
- (4) 参加人数：約180人

（内閣官房、消防庁、陸上自衛隊（第14普通科連隊、第382施設中隊）、海上自衛隊（舞鶴地方総監部）、航空自衛隊（第6航空団）、自衛隊富山地方協力本部、海上保安庁伏木海上保安部、総務省北陸総合通信局、国土地理院北陸地方測量部、富山県、富山県警察、富山県防災航空センター、氷見市、氷見市消防本部、西日本旅客鉄道株式会社、加越能バス株式会社、日本赤十字社富山県支部、社会福祉法人白寿会、富山

県DMA T、県内全市町村（情報伝達訓練に参加）

- (5) 訓練手法：情報伝達を中心とした一部ブラインド方式によるロールプレイング型図上訓練とし、氷見市にも対策本部を設置して、県対策本部と連絡訓練を実施。
- (6) 内 容：国、県、市町村や警察、消防、自衛隊等の関係機関が連携し、迅速に初動体制を確立するとともに、避難の指示や救援の実施などの措置を行った。